

中世ロシアの「府主教裁判法」

宮 野 裕

On the so-called 'Pravosudie Mitropolich'e'

Yutaka MIYANO

Abstract

This paper investigates the status of the establishment of 'the Law of metropolitan trial' in medieval Russia. It can be said that until now, researchers, using this 'law', have drawn arbitrarily the history of Russian medieval law. But they have not advanced research of this law itself enough.

As a result of discussion of this paper, the following was revealed:

- 1) This 'law' was established in the northern region from the late 14th century to the early 15th century. It is created from the perspective of Moscow, but may not have been created in Moscow.
- 2) This 'law' has nothing to do with the trial of the metropolitan. It contained the provisions of the Bishop trial.
- 3) The editor of the 'law' created it as a private reference.
- 4) So we can talk about the history of law in Russia using this law, being aware of the true situation.

はじめに

ロシア史における14～15世紀は、モンゴルの支配のもと、北東ロシアの諸公国の競合のなかからモスクワ公国が立ち現れ、これが更に15世紀末から形を取り始めるロシア統一国家に変容していく時期である。この14～15世紀の、いわば「統一国家形成期」については、革命前からソ連期、そして現代のポスト・ソ連期の研究において、年代記や経済文書に基づいた政治史・経済史を中心に研究が進められてきた。しかし他方で、本稿で扱う法史のような分野は、政治史・経済史に比べ、遅れていると言っても過言ではない。この時期は、11世紀に原型が成立した世俗法典「ルースカヤ・プラウダ」¹が13世紀頃から次第に廃れた後、1497年のイヴァン三世（在位1462-1505年）の全国裁判法典²が成立するまでの、言わば両方の大法典の間隙に当たっており、だからこそ、多くの研

1 ルースカヤ・プラウダの訳と解説については、勝田吉太郎「ルス法典研究」『勝田吉太郎著作集』第5巻、1991年、427-514頁。個々の側面については、石戸谷重郎「ルースカヤ・プラウダについて」『奈良学芸大学紀要』3(1)号、1953年、31-40頁；草加千鶴「ルースカヤ・プラウダ簡素本の起源と意義」『創価大学大学院紀要』25、2003年、287-304頁；直川誠蔵「ルースカヤ・プラウダ序説—ヤロスラフのプラウダを中心に」『早稲田大学』2003年、73-97頁；草加千鶴「中世ロシア法文献における慣習の反映—ルースカヤ・プラウダを中心に」『創価大学大学院紀要』28、2006年、209-225頁。

2 イヴァン三世の1497年法典については、Судебник XV-XVI вв. М., 1952; Алексеев Ю. Г. Судебник Ивана III. СПб., 2001.を参照のこと。また邦訳がある。石戸谷重郎「イワン3世の1497年法典—本文試訳ならびに註解」『奈良学芸大学紀要』8(1)、1959年、37-59頁。尚、本稿における1497年法典の引用は、部分的に修正を加えてある場合もあるが、基本的には石戸谷訳を利用している。

研究者がこの時期の法史的発展の解明に取り組んできたのだが、これは遅々として進んでいない印象を受ける。

法史研究が遅れている理由は、まず、この時期の最後の段階になって、つまり15世紀70年代頃にやっと世俗の文書行政と文書保管が本格化して行くという歴史状況にある。つまり、以後の時期と比べ、それ以前の時期には史料の伝来点数が格段に少ないのである。その一方で、史料の問題でなく、課題そのものが有する困難さにも研究の遅滞の原因が求められる。この時期、ルーシ（ルーシはロシアの古名）において統一的法典のようなものは出されなかった。地域や宛先人別の下賜文書や特許状、また案件毎に発給される各種文書が体现する法・権利関係がこの時期の法秩序を全体として作り上げていた。従って、この時期の法制度の検討を課題とする者は、その一つ一つを検討するという地道な作業を進めるほかに道はないのである。

しかしながら、そうした地域性や状況性をやや無視するような形で、普遍的に14-15世紀の法制度の発展を裏付ける史料として利用されているのが、いわゆる「府主教裁判法 *Правосудье митрополичье*」である。研究者たちはこの法を使って、地域的、状況的限定をせずに、ロシア法制史の発展過程を語ってきた。例えば、身分別の名誉及び名誉毀損の概念の発生、非自由人の様々なカテゴリーの区分、またビザンツの教会法やルースカヤ・プラウダとの関係や継承性、更にはロシア全体の集権化やそれへの反発の考察材料として使われてきた。しかし、「裁判法」は本当に、そうした語りを可能にする材料なのだろうか。

本稿は、この語りの部分的見直しを見据えるのだが、本格的な検討に入る前に一点、「裁判法」そのものの研究が十分に進んでいない状況を述べておく必要がある。いわゆる「府主教裁判法」は、筆者が「いわゆる」と呼ぶように、表題すら確定されていない。また表題の他にも、本裁判法には不明な点が多い。例えば、本法は写本一本で伝来することもあり、これが一つの法文典であるのかどうかさえ確定されていない。更に、M・H・チホミーロフが指摘したように、本裁判法の編者はあまり文法に通じておらず、その結果、一部の条文の解釈も困難になっている。こうした状況があり、研究者たちの評価も大きく割れている。

本稿で筆者は、このような「府主教裁判法」について、その諸研究を整理しながら、この法そのものについて考察し、そのロシア法史上の位置づけの再考という次のステップへの一歩としたい。その意味で本稿は、研究ノートの域を脱していないことをここで断っておく。

尚、本稿ではこの裁判法を、先行研究の用語法に従い、便宜的に「府主教裁判法」、或いは略して「裁判法」と呼ぶことにする³。また原テキストに条文ごとの区切りはないが、便宜上、本稿ではC・B・ユシコフの区分（全36条への区分）を利用することにする⁴。また本稿末に試訳を載せた。適宜参照されたい。

3 わが国では石戸谷重郎がこれを「大司教裁判法」、後には「主教裁判法」と呼んでいる。石戸谷重郎「イワン3世の1497年法典」『奈良学芸大学紀要』8(1)、1959年、39、41頁及び「チェリヤージ考」『奈良学芸大学紀要(人文社会)』11号、1963年、30-31頁を参照。

4 Юшиков С. В. *Правосудие митрополичье*. // Труды выдающихся юристов. М., 1989, С. 336-339. その後、『ロシア法遺産』シリーズ第三巻で再公刊された際、ユシコフの言う14条は三分され、後半は新15、新16条とされた。以下ユシコフの15-28条が新17-30条となる。ユシコフの29条は二分され、前半は新30条の一部になった。窃盗犯の証言に関する部分のみが新31条となった。その後ユシコフの30-32条が新32-34条に、ユシコフの33条は新34条の後半部分になった。ユシコフの34条は二分され、それぞれが新35条、新36条となった。最後にユシコフの35-36条は、新37-38条となった。Памятники русского права (以下ПРП.と略). вып. 3. М., 1955, С. 426-428. どちらの条文区分が優れているかについては別にして、行論上、ユシコフの議論からスタートするので、本稿ではユシコフの区分を使う。

1 先行研究の概観と課題の確認

1929年のユシコフの研究で本格的に「裁判法」研究が始まるまでは、この裁判法は主にテキストの公刊と簡単な註釈づけの対象であった。

16世紀半ばに作成された、主に神学的説話を数多く含む手稿文集『花園цветник』(ГИМ. Син. собр. 687.)の141葉～143葉にて「裁判法」を見出し、論評を加えずに公刊したのがA・B・ゴルスキーとK・И・ネヴォストルーエフであった(1862年)⁵。「裁判法」に初めて論評を加えたのはA・C・パヴロフで、彼はこれをビザンツ起源とした(1885年)⁶。B・O・クリュチェフスキーは、ルーシに死刑を規定する法が存在しなかったことの事例として「裁判法」の条文に言及し、これが中世ロシアの世俗裁判法「ルースカヤ・プラウダ」と教会の規則「ヤロスラフの教会規定⁷」に基づいて成立したと述べた⁸。

ユシコフの研究

「裁判法」の本格的な研究は、ソ連時代のC・B・ユシコフのそれを嚆矢とする。彼はその論文「府主教裁判法」(1929年)において、その史料、起源、作成時期と場所を検討した。

まず、「裁判法」の基になった基本史料は、ユシコフによると、既にクリュチェフスキーが指摘したように、「ヤロスラフの教会規定」及び「ルースカヤ・プラウダ」であり、残りの部分は慣習法を土台とした「新条文」であった⁹。

また彼によれば、「裁判法」は教会起源ではあるものの、府主教自身により作成されたものではなく、府主教裁判を良く知る者の手により作成された非公式文書であった。作成時期は、13世紀後半から14世紀第一四半期までの時代と考えられるという。また作成場所については、史料不足を理由として不明とされた¹⁰。但し、後述するように、成立時期に関するユシコフの意見は、現代の研究水準からみれば、修正を必要とする。ここでは、成立時期を14世紀第二四半期以降にも設定可能であることだけ、述べておく。

ともあれ、こうして「府主教裁判法」の基本的性格を明らかにしたユシコフは、続いて、「裁判法」に含まれる情報を、中世ロシア法史の研究上の課題の解決のために利用した。例えば、「刑事」法制と「民事」法制の発展過程を跡づけた。大貴族や小貴族毎に名誉毀損料を定める第1-3条は、彼によれば、当時の法身分原理の存在を裏付けるものであった。またロシアに固有の「隷属民」であるホロープ、チェーリヤジ、ザークブに言及する第27-28条は、それら隷属民の区別の解明に資するものであった¹¹。また更に、当時、「ヤロスラフの教会規定」について、これが後代に作成され

5 Описание славянских рукописей Синодальной библиотеки. отд. 2, Вып. 3. М., 1862, С. 692-694. この刊行は一部のテキストを省略するなど、不十分なものであり、後にユシコフ、チホミーロフはその研究において全テキストを改めて公刊している。

6 Павлов А. С. Книги законные, содержащие в себе в древнерусском переводе византийские законы земледельческие, уголовные, брачные и судебные. СПб., 1885, С. 38. примеч. 2. (筆者未見。内容についてはイバトフ論稿に依拠した。)

7 ヤロスラフの教会規定については、拙稿「ヤロスラフ賢公の教会規定—解説と試訳・訳注」『北方人文研究』2号、2009年を参照のこと。

8 Ключевский В. О. Курс русской истории. Сочинения. М., 1988. т. 1, С. 241.

9 Юшиков, Правосудие митрополичье, С. 339-340.

10 Юшиков, Правосудие митрополичье, С. 340-341.

11 ホロープに代表されるロシアの隷属民については、石戸谷重郎『ロシアのホロープ』大明堂、1979年を参照のこと。また浅野明「わが国におけるロシア中世史研究の現段階—農奴制および共同体をめぐって」『歴史学研究』503号、1982も詳しい。

た偽作とする説が存在していたが、この教会規定から多くの条文が「裁判法」に取り込まれたという事実を依拠して、ユシコフは、この13-14世紀に「教会規定」が実効法として存在していたと主張するに至っている¹²。

「裁判法」のこうした活用は、上述のように、ロシアの中世法の研究において、13～14世紀の時期が史料的に間隙と呼ぶべき時期に当たることを背景としていた。こうした背景のもと、「裁判法」は中世ロシア法の有り様を探る格好の材料と見なされたのである。しかしその一方で、結局「裁判法」は何であるのか、という疑問は多くの研究者のうちに残り、以後、この問題の解明が研究者の課題となった。ここでは、ロシア法史上、キエフ・ルーシ時代を代表するルースカヤ・プラウダと、モスクワ大公国の「1497年法典」との間の法史上の間隙を埋める存在として、ユシコフが「裁判法」を高く評価したことだけを確認しておこう¹³。

ユシコフのこの意見に対しては、チホミーロフが、「裁判法」で使用される専門用語から判断して、14世紀以降の成立を主張した（1953年）。但し、彼はこの段階では「ルースカヤ・プラウダ」に関する研究入門書で以上のことに簡単に言及したのみであり、彼の本格的な「裁判法」研究は後に（1964年）出されることになる¹⁴。

チェレプニンの研究

「裁判法」を単体で検討したユシコフに対し、1951年にЛ・В・チェレプニンはその著『ロシア封建アルヒーフ』第二巻において、1)「裁判法」の法源をルースカヤ・プラウダ及びヤロスラフの規定以外の同時代史料のなかに模索すると共に、2)考察の材料に乏しい「裁判法」を、それ自体を含む文集『花園』全体と関連づけて検討することで、「裁判法」の成立状況について、ユシコフの研究を進めた。

まず成立地については、文集にノヴゴロドに関係する文書が数点含まれていることに基づき、チェレプニンは、文集がロシア北西のノヴゴロドで成立したものと考えた¹⁵。

次いで「裁判法」の法源については、本法が「ヤロスラフの教会規定」から多くの条文を借用していることを指摘したユシコフの結論に、別の意見を付け加えた。すなわち、「教会規定」の他にも、ルースカヤ・プラウダ、1397年のドヴィナ行政恵与文書¹⁶、諸公間条約、中世ロシアの慣習法、ブスコフ裁判文書といった法も「裁判法」に反映されているとした¹⁷。

では、そのような「裁判法」の成立状況はどうであったのか。チェレプニンはここで、以上の条文が生じうるに相応しい歴史的状況を模索する。そして14世紀80-90年代に生じた、ノヴゴロド大主教座とモスクワ府主教キプリアン（在位1375-80、89-1406年）との教会裁判権の管轄争いこそが、上記条文を生み出すに相応しい状況と考えた。彼によれば、「裁判法」はノヴゴロドで府主教が行う教会裁判のためにモスクワのキプリアンの下で作成されたものだった¹⁸。チェレプニンの以上の

12 Юшков, Правосудие митрополичье, С. 343-344.

13 Юшков, Правосудие митрополичье, С. 342-344.

14 Тихомиров М.Н. Пособие для изучения русской правды. М., 1953, С. 127.

15 Черепнин Л. В. Русские феодальные архивы XIV-XV веков. т. 2. М., 1951, С. 26.

16 ドヴィナ文書については、石戸谷重郎「1397年のドヴィナ行政法をめぐる諸問題」『奈良学芸大学紀要』（人文・社会科学）14号、1966年、31-54頁；「同（承前）」『奈良教育大学紀要』（人文・社会科学）15号、1967年、31-46頁を参照のこと。

17 Черепнин, Русские, С. 26-28.

18 Черепнин, Русские, С. 29.

主張は、状況証拠に強く依存するものの、初めて具体的な歴史状況を考察したという点で大きな一歩となった。

このチェレプニン説に対し、「裁判法」の発生時期を1世紀以上引き下ろしたのがB・H・アフトラトフである(1955年)。彼によると、彼の言う「裁判法の中心部分」(13-21条)が、モスクワのイヴァン3世の1497年法典から影響を受けており、それ故、「裁判法」は1497年以降に生じたものであった。また成立状況については、中央集権化を目指すモスクワ政府の政策に対し、地方の伝統的秩序の側はそれを受け入れることが出来ず、それ故に覚え書きのような形で「裁判法」が、ノヴゴロドで作成されたと考えた¹⁹。

チホミーロフの研究

続いて「裁判法」について論じたのが、チホミーロフである。彼はその論考「府主教裁判法」(1964年)において、チェレプニンと同様に、「裁判法」とそれを含む文集との関係を考慮する必要性を述べる。但し、何故かチェレプニンの研究は参照しておらず、それに触れずに独自の見解を提出している。

チホミーロフの主たる指摘は、法の表題と成立状況に関わるものである。実は表題は、「裁判法」のテキストの前にはなく、写本141葉の下の余白に書かれており、従って、「府主教裁判法」という表題は、検討している法文の表題とは言えないという²⁰。

そうした検討の後、彼はこの文集において、キリスト教の導入や、北ロシアのペルミ地方に固有のペルミ文字についての話が存在すること、またドヴィナも含まれるロシアの北方地域で、条文にあるが如く主教裁判が行われていたのはノヴゴロドとペルミだけであることを考慮し、結論として、この法が14世紀後半に新たにキリスト教化されたペルミ地方に導入された「裁判法典」であると考えた。この法典の土台は同じく北方のウスチューク地方の慣習法であり、これを基に、初代ペルミ主教ステファン(在位1383-96年)が「裁判法」を作成したと考えたのである²¹。

イパトフの研究

ユシコフ、チェレプニン、アフトラトフ、チホミーロフの説は、各々が続く研究者たちの支持を集めた²²が、いずれの説も決定的とは見なされなかった。そうしたなかでИ・В・イパトフがその論文『府主教裁判法』(1991年)において、やはり文集全体とその一部である「裁判法」との関係に着目しながらも、これまでの研究者とはやや異なる切り口から検討を開始した。そして文集に含まれる一部の宗教的説教と、「裁判法」のこれまで起源が不明だった条文との間には内容的に同一のものが数多くあることを指摘した。他方で、文集は、公式文書ではなく私文書や説教書簡に近いと考え、「裁判法」についても同じと見なしたばかりか、そもそも法文典でもないと考えた²³。

19 ПРП. вып. 3, С. 438-439.

20 Тихомиров М. Н. Правосудье митрополичье. // Археографический Ежегодник за 1963. М., 1964, С. 42.

21 Тихомиров, Правосудье, С. 43-44.

22 Греков Б. Д. Крестьяне на Руси. М., 1952. кн. 1, С. 128-129, 131, 171-172, 174; Романов Б. А. Люди и нравы. М.-Л. 1966, С. 27-29, 64-65, 288-289; Леонтьев. А. К. Права и суд // Очерки русской культуры XIII-XV вв. М., 1970, С. 6, 9; Древнерусские княжеские уставы XI-XV вв. М., 1976, С. 208.

23 Ипатов И. В. «Правосудие митрополичье». // Вспомогательные исторические дисциплины. XXII, Л., 1991, С. 194-204.

法史上の位置づけに関して

以上の如く、「裁判法」の本格的研究が始まって既に80年が経つが、その性格等、様々な点について不明な点が多い。ところが、こうした状況であるにも拘わらず、ユシコフが「裁判法」を、ルースカヤ・プラウダに代表されるキエフ・ルーシの諸法と1497年法典に代表されるモスクワ大公国の法とを結ぶ重要な法であると位置づけて以来、そうした位置づけが概説書などで継承されてきた。

例えば、ユシコフが監修した『ロシア法遺産』シリーズでは、その第三巻（チェレプニン監修）において、本裁判法は、モスクワの集権化が進行する15世紀末における、ノヴゴロドの反集権化的傾向の現れであるとされている²⁴。また『北東ロシア社会経済史文書』第三巻では、正反対に、「裁判法」はノヴゴロドにおける府主教裁判の規定であり²⁵、端的に言えば、教会管轄上の、中央による地方支配の一文書ということになっている。「裁判法」はこうした集権化或いは分権化の流れの論拠として使われたばかりでない。聖職者の特権身分化が進んだ根拠とされたり²⁶、また聖職者裁判の手続きの発展の一段階と位置づけられたりしている²⁷。

2 「裁判法」の成立状況

「裁判法」の成立状況はロシア法史の流れの解釈とも関わるが故に極めて重要であるのだが、その議論は混沌としている。材料が僅少であるので、仮説の提示が中心になっていることは理解できる。だが、先行の仮説への批判が適切になされないまま研究仮説が次々と出されていることは問題であり、そのことが全体として研究の停滞に結びついている。そこで本節では先行の仮説を検証しながら、この法と成立状況について考えてみたい。

成立年代の検討－用語の検討から

まず、成立年代と場所を中心に検討しよう。これについてはまずユシコフが、以下の根拠を基にして、部分的にプラウダが廃れていく時期である13世紀後半以降、遅くとも14世紀第一四半期までの時期を成立時期と考えた。

彼によると、本裁判法には、「ヤロスラフの教会規定」や「ルースカヤ・プラウダ」の諸条項のうち、未だ現行法である条文が取り込まれたとする。前者からは「そのまま」11の条文が「裁判法」に取り込まれ（「裁判法」の第4、7、8、9、30-36条になる）、後者からは1つの条文が取り込まれた（「裁判法」の第5条になる）。この後者の取り込みの事実が、ユシコフの主張にとって重要である。グリヴナやクナといった古い貨幣単位が登場するプラウダの条文を「裁判法」の編者はそのまま単位を変えずに取り込んでいるからである。ユシコフによると、このことは、本法がプラウダと同時代のものであったことを意味するという。しかし他方で、ユシコフは、プラウダはこの時点で、現行法としての役割を終えつつあったとも考えている。それはなぜか。「裁判法」には貨幣単位として、古いグリヴナやクナとともに、14世紀前半に出現した新貨幣単位ルーブリも登場しているからである（7、14条）。つまりこの時期のプラウダは、実効法として廃れつつあるものの、まだ辛うじて使われていた。そうした時期のプラウダの条文が「裁判法」に取り込まれたというのである。またユシコフはここで、第1条において大公と「その他の公」との区別があることは、「裁判法」の成

24 ПРП. вып. 3. С. 438-439.

25 Акты социально-экономической истории северо-восточной Руси (АСЭИ.). т. 3, М., 1964, С. 24-25.

26 Стефанович П. С. Приход и приходское духовенство в России в XVI-XVII веках. М., 2002, С. 201.

27 Стадников А. В. Церковный суд в системе Российского правосудия. М., 2003, С. 11.

立が分領制の時代（およそ12-15世紀）であることを示唆すると、またプラウダの時代には未だ存在しなかった「官職」（侍従官*околичник*や代官*наместник*）の「裁判法」における登場は、成立がキエフ時代ではなく、それ以降の時期であることを示唆すると述べている。これには「裁判法」の上限を定める意味、つまり成立が13世紀前半以前でないことを示す意味がある。以上のことを勘案し、全体として彼は、裁判法の成立時期を13世紀後半～14世紀第一四半期と考えたのである²⁸。

しかし、筆者の考えでは、14世紀第一四半期以降にも「裁判法」の成立を見る余地は十分にある。かつてプラウダは、キエフ時代の産物と見なされていたが、現在の研究水準に照らせば、これは16-17世紀にもまだ筆写・使用されていたことが知られる²⁹。この点は「ヤロスラフの教会規定」に関しても同様である。プラウダも教会規定も16-17世紀においてさえ、多くの写字生により筆写され続けており、またこうした後代の写本においても、古い通貨単位であるグリヴナがそのまま筆写されているのである³⁰。従って、古い単位の存在は、掲載史料が筆写された時期の古さを保証しないのである。

その一方で、14世紀前半以降に登場した新単位ループリの存在は成立年代の模索にとって意味を持つ。ここに、「裁判法」が14世紀以降に成立したと考える根拠がある。

では具体的には、14世紀以降のどの時期に成立したのであろうか。先行研究で下限を最も引き下ろすのがB・H・アフトラトフであり、彼は1497年以降に「裁判法」が成立したとする。その論拠として彼が挙げるのは、「裁判法」の「中心部分」（13-21条。但し本稿で依拠するユシコフの条文区切りに従えば、13-19条）がモスクワ大公イヴァン3世（1462-1505年）の1497年全国法典から影響を受けていることである。国内の裁判制度の統一を目指して制定された全国法典に対し、地方の、とりわけノヴゴロドの裁判施行者たち（アフトラトフはこれを自明として疑わない）は反発し、伝統的な法材料から独自の「裁判法」を作り上げたというのである³¹。それ故、アフトラトフによれば、「裁判法」は1497年法典の制定後に成立したということになる。

ただ、この影響とは何であらうか。彼によると、それは、「中心部分の条文」の並びの一致である。1497年の全国法典は、第13条「証拠（盗品）について」、第14条「窃盗（犯）の証言について」、第15条「勝訴判決書について」、第16条「裁判記録について」、第17条「解放状について」という小見出し付きで条文が並ぶが、アフトラトフによると、この並びは「裁判法」（それぞれ第13及び第17条、18、19、20、21条 [ユシコフの区分ではそれぞれ第13、15、16、17、18、19条]）に一致しており、そのことが全体として、前者から後者への影響の証であるするというのである。

しかし、「一致」とされる両条文を見る限り、非常に大まかな「一致」が生じているに過ぎないことがわかる。例えば、アフトラトフが一致していると見なす1497年法典第13条と「裁判法」第13条及び第17 [15] 条を比べてみよう。

法典では「証拠（盗品）について。証拠をもって彼を初めて連行し（アフトラトフの引用はここまで）、5-6人が大公の十字架接吻をして、彼が重大な盗人であり、それ以前に一度ならず盗んだと、彼を告発するときは、彼を死刑に処し、訴訟要求額は彼の財産から支払う。」（第13条）と記されるが、「裁判法」では「窃盗は、証拠（盗品）なしで捕らえず、処罰せず、吊さない。」（第13条）「証拠（盗品）の価値に相応する罰金を郷司に払う。原告にも同様である。」（第17 [15] 条）

28 Юшков, Правосудие, С. 341.

29 Зимин А. А. Правда Русская. М., 1999, С. 279-354.

30 Правда Русская. М., 1941, С.55-61.のリストを参照。

31 ПРП. вып. 3, С. 438-439.

とされている。法典と「裁判法」に共に「証拠（盗品）」が登場する点では類似条項と言えなくもないが、法典第13条と「裁判法」第17 [15] 条とは殆ど関係がないと言って良からう。

次の法典第14条は「窃盗犯の証言について。窃盗が誰かを告発するときは、その者を取調べる。被告発人に罪証があれば、彼を盗みの罪で取調べる。以前に何かある事件で罪証のある告発が、彼にされたことがないならば、盗人のいうことを信用せず（アフトラトフの引用はここまで）、捜索まで彼を保証に渡す。」とある一方で、「裁判法」では「証人が中傷された場合、それが中傷であることを裁判官に話すなら、証人であり続ける。」とあり、結果的に両者とも、証人が犯罪者である場合を扱っているが、しかしそのプロセスに大きな差があることは一目瞭然である。

このように、彼は引用を一部に留めて、全国法典と「裁判法」との類似性を論じているのだが、条文全体を比較すると、差異が相当に存在していることがわかる。

更に重要なのは、肝心の、全国法典の発布以降に「裁判法」が成立したことの論証が皆無であることである。従って、この点を以て、全体として、「裁判法」が1497年以降に成立したとする主張は支持しがたい。もっとも、忖度するならば、写本が16世紀初頭のものであることが、彼の主張の根拠なのであろう。ただ、この写本上の「裁判法」がこの時点で成立したものであろうか不明である（そして後述するように、成立はもっと前の時期である）以上、写本年代と「裁判法」の成立年代とを容易に一致させてはなるまい。アフトラトフの根拠を以て「裁判法」の成立時期を16世紀初頭と見なすなら、文集『花園』に含まれるあらゆる文書について、16世紀初頭に成立したと考えてしまっただけになる。このように、16世紀初頭に、つまり全国法典の成立後に「裁判法」が作成された可能性自体は否定できないものの、それを積極的に主張するための根拠は存在しないのである。

アフトラトフほどには時代を下らせないものの、「裁判法」に現れる用語の検討から、14-15世紀における「裁判法」成立を主張するのがチホミーロフである。彼によると、「裁判法」に現れる「名誉毀損бесчестье」は1397/98年のドヴィナ文書で、「郷司³²властелин」は1392年のモスクワ府主教キプリアンの文書で、「殺人犯душегубец」は1375年のモスクワ大公ドミトリー・ドンスコイ（在位1363-89年）の文書で、また様々な執行役を務める役職「プリースタフ」は1389年の同じくドンスコイの文書で、「居酒屋корчима」は「プスコフ年代記」1480年の項で登場³³、「侍従околичник」は1450年のペロオーゼロ代官に宛てたペロオーゼロ公ミハイル・アンドレイエヴィチの文書に³⁴、「裁判手数料присуд」は1488年の下賜文書で登場しており、こうした事実は、「裁判法」が14-15世紀のロシア北方地域で成立したことを意味するとする³⁵。

筆者としてもこのチホミーロフの結論に基本的には首肯できる。特に「侍従околичник」について、「裁判法」を除けば、上記ペロオーゼロの文書が唯一の使用例であることを考慮すれば、やはり「裁判法」と北方（ペロオーゼロ）との近さを感じざるを得ない。また「裁判法」に現れる「千人長тысячник」は、ルースカヤ・ブラウダの14世紀末の改訂版（ミヤスニコフ版）にのみ登場するが、この版はノヴゴロド起源（後に詳述）であることが知られる³⁶。このように、「裁判法」をノヴゴロドを含む北方地域と関係づけることは間違いでないように思われる。

但し若干の訂正を加えておく。「居酒屋」には13世紀の使用例があり³⁷、また同根の単語「居酒

32 本稿ではひとまず郷司と訳すが、支配者や領主など、別様に訳すことの出来る語であると筆者は考えている。

33 ПРП. вып. 2. М., 1953, С. 377. 115条。

34 АСЭИ. т. 2. М., 1958. С. 81.

35 Тихомиров, Правосудие, С. 43.

36 Тихомиров М. Н. Исследование о русской правде. М.-Л., 1941, С. 128-138.

37 Словарь русского языка XI-XVII вв. вып. 7, 1980, С. 350.

屋税корчмити（或いはкорчьмити）」は12世紀前半のスモレンスク公の発給文書にも登場する³⁸。故に「居酒屋」は「裁判法」の成立時期と場所を知るには役立たない。また「裁判手数料」は、チホミーロフの挙げた例以前に、「ノヴゴロド第一年代記」1392年の項のノヴゴロド人による都市オルレーツ攻撃の記事に登場している³⁹。

こうした14-15世紀に文書に現れる単語が「裁判法」で多く使われていることそれ自体は、言うまでもなく、裁判法がこの時期に成立したことを意味するわけではない。現に、上述「裁判手数料」は16-17世紀にも使われ続ける用語である。そこで次に単語のレベルではなく、法内容のレベルで考えてみよう。

成立年代の検討—ドヴィナ文書およびヤロスラフの「教会規定」との比較から

まず検討すべきは、「裁判法」とドヴィナ文書との類似性である。具体的には「裁判法」の1-3、13、28条との内容的類似性である。

ドヴィナ文書というのは、ノヴゴロドとモスクワとの係争地であった北方のドヴィナ地域を一時的に支配下においたモスクワ大公ヴァシーリー1世（在位1389-1425年）が現地の有力住民に対して与えた恵与状の形をとるいわば行政文書であり、内容の多くは今後ドヴィナで適用されるべき裁判規定だった。この文書と「裁判法」とで内容的に類似する条項が存在する。

まず「裁判法」1-3条は、名誉毀損が行われた際の、侮辱された者が受け取るべき補償金額の身分別リストである。「大公の名誉の毀損に対しては、〔毀損者の〕頭部を切断する。それ以下の公、或いは村の財産管理人、千人長、侍従、貴族、下僕、典院、司祭、輔祭の〔名誉を毀損した〕場合、〔被害者の〕財産と勤務に応じて名誉毀損料を定める。公のチウンに対する名誉毀損料は1金グリヴナであり、代官への名誉毀損料も同じである。誰かについて名誉毀損料として1金〔グリヴナ〕の判決が出す場合、その金〔グリヴナ〕からは裁判官は金を得ない。彼らは裁判手数料を分割する。」

この名誉毀損の概念がルーシの裁判法において初めて登場するのが、ドヴィナ文書である。「誰かが貴族の誰かを罵倒し、または血が出るほどに打ち、または彼に青あざができるとき、代官は彼に、彼〔貴族〕の生れによって名誉毀損料を裁判で定める。従士についても同じ⁴⁰。」名誉毀損の観念がドヴィナ文書の法文上にて出現することは、ひとまず「裁判法」が14世紀末の北方ドヴィナの地、またこの地を長きにわたり支配してきたノヴゴロド、更には文書を発布したモスクワ公国において成立したと考える根拠になる。むろん、他の地域において名誉毀損を案件とする裁判が全く存在しなかったと考える気は筆者にないのだが、法文テキストに基づいてそのことを追究することは、14世紀に限るなら、ドヴィナ地方以外には不可能である。

「裁判法」13条は「窃盜は、証拠（盜品）なしで捕らえず、処罰せず、吊さない。」というもので、チェレピンニによるとこれもドヴィナ法と固く結びついている⁴¹。ただ、実際にドヴィナ法の条文を見ても、条文テキスト上での一字一句の一致といった直接的な結びつきはないと言ってよく、むしろ内容的に、つまり証拠品（盜品現物）が被疑者の召喚（ドヴィナ法15条）、被疑者の売却や絞首（同5条）、独断裁判（同6条）の際に決定的な意味を持つという点で一致している⁴²。

38 ПРП. вып. 2, С. 40.

39 Новгородская первая летопись. М.-Л. 1950, С. 392, 462.

40 石戸谷「1397年のドヴィナ行政法をめぐる諸問題（承前）」、43頁。

41 Черепнин, Русские, С. 27.

42 石戸谷「1397年のドヴィナ行政法をめぐる諸問題（承前）」、43-44頁。

更に主人が奴隷を殺害した場合に、その罪は、世俗の裁判では問われないと規定する「裁判法」28条（「主人が完全チェーリヤジを殺しても、彼に殺人に対する罰金はない。しかし、彼には神に由来する罰がある。」）とドヴィナ文書10条（「主人が激怒し、自分のホロープまたはロバー〔女ホロープ〕を殴打し、死亡するとき、これについて代官は裁判せず、罰金もとらない⁴³。」）との類似である。非自由人であるホロープの殺害が世俗裁判で裁かれなるとの明文化は、伝来文書ではドヴィナ文書が最古である。また「裁判法」の第28条にある「殺人に対する罰金душегубство」は相対的に時（15-17世紀）と場所（ノヴゴロド）の限定された単語であり、使用例も少ない⁴⁴。つまりこうした検討からも、「裁判法」とノヴゴロドを含む北方地域との関係が浮かび上がる。

更に「裁判法」に「引き継がれた」とされるヤロスラフの教会規定の条文も、「裁判法」の成立状況に関する示唆を含む。

上述のように、「裁判法」の第4、7、8、9、30-36条は、元々ヤロスラフの教会規定の条文であった。ここでは更に詳細に検討してみよう。「裁判法」第4条は「教会規定」拡大版第53条から、「裁判法」第7条は「教会規定」拡大版第2条、簡素版第2条と両方の版から、「裁判法」第8条は「教会規定」拡大版第11-12条、簡素版11-12条から、「裁判法」第9条は拡大版第31条、簡素版第26条から、「裁判法」第30条は拡大版第9条、簡素版第9条から、「裁判法」第31条は、拡大版第21、22、25、28、26、27条、簡素版第18、19、21、22、23条から、「裁判法」第32条は拡大版第17条、簡素版第16条、「裁判法」第33条は同じく拡大版第17条、簡素版第16条から、「裁判法」第34条は拡大版第40-41条から、「裁判法」第35条は拡大版第52条、簡素版第36条から、最後の第36条は「教会規定」拡大版第54条、簡素版第37条を引き継いでいる。ここでは、簡素版だけから条文を引き継いでいる「裁判法」の条文がないことを確認しておく⁴⁵。

まず筆者が目注するのが「裁判法」第4条及び34条である。これはそれぞれ「教会規定」拡大版第53条と第40条を土台としているものだが、この両条文は、「教会規定」が14世紀中ごろのモスクワで改訂され、簡素版が成立した際、そこから排除された経緯を持つ。既に指摘したように、14世紀半ばに、恐らくは家父長権の強化との関連で、女性を主犯とした、現在で言う民事的案件の処置を規定する条文が消えた⁴⁶。それゆえ新版である簡素版には、拡大版第53条及び第40条は引き継がれなかった。しかし、それにも拘わらず、その後成立した「裁判法」で、両条文の流れを引く第4条と第34条が存在しているという事実は、「裁判法」に条文が入ったのが、14世紀モスクワで成立した「教会規定」簡素版からでなく、以前から存在した古いタイプの「教会規定」、つまり拡大版からであったことを物語る。そしてまた、14世紀にモスクワの府主教座から広まっていった簡素版は「教会法令集」と一体になってモスクワから地方へと広まったことが知られるが⁴⁷、その版ではなく、古い版が使われたということは、「裁判法」がやはり、モスクワではなく、地方で作られた可能性を示唆する。

但し、その一方で、「教会規定」簡素版が参照されたことの示唆も見受けられる。例えば、文章

43 石戸谷「1397年のドヴィナ行政法をめぐる諸問題（承前）」、44頁。

44 この単語は殆どの場合、罰金ではなく、「殺人」そのものを指す。Словарь русского языка XI-XVII вв. вып. 4, 1977, С. 390. 手数料としての使用は限定される。

45 Российское законодательство X-XX веков. Т.1. М., 1984, С. 168-170, 189-192. 拙稿「ヤロスラフの教会規定」86, 88, 90-98頁。

46 拙稿「14世紀モスクワ社会における公の裁判権と教会裁判権」『中世ロシア研究論文集』（中世ロシア研究会編）、2014年、64-66頁。

47 拙稿「14世紀モスクワ社会における公の裁判権と教会裁判権」、62-63頁。

形式で拡大版よりも簡素版に直接的に近いものがある。それは「裁判法」第35条である。元となった拡大版52条では処罰として府主教への40ルーブリの支払が命じられているが、「裁判法」35条は「教会規定」簡素版36条と同じく、罰金を設定せず、一旦修道士・修道女になった者がそれをやめた場合に単に主教が罰するとするだけである。更に罰金額についても、「裁判法」と「教会規定」簡素版とは、完全には一致しないものの、似通っている。例えば、「裁判法」第31条は姑と嫁との性的交わりに対し、教会への100グリヴナの罰金支払いを命じる。義理の兄弟と姉妹との交わりは30グリヴナ、継母との姦淫は40グリヴナ、兄弟と一人の女性との交わりには100グリヴナの罰金が設定されている。この額はそのまま簡素版の罰金額にあてはまるのだが、「裁判法」の編者が直接参照したと考えられる「拡大版」ではそれぞれ、12、40、12、12、30グリヴナが設定されている。更に罰金を支払うべき対象についても、拡大版が府主教への支払を命じている一方で、「裁判法」と「教会規定」簡素版とは同じく主教への支払いを命じている。

以上の状況に基づけば、「裁判法」の作成には「教会規定」の両方の版が使われたこと、但しその際には古い拡大版が土台となり、次いで簡素版による手直しが加えられたと考えるのが妥当だろう。「裁判法」の罰金額と支払先が、14世紀半ばのモスクワで新たに設定されたそれに倣っているからである。

「裁判法」における「教会規定」簡素版の利用という事実は、前者が14世紀半ば以降に成立したことを裏付ける。他方で、簡素版を直接使わなかった事実は、中央であるモスクワとの一定の物理的、或いは政治的距離を取った場所での成立を想像させる。その意味で、チェレプニンやチホミーロフ以来の「北方説」は依然として有力であると言える。

このように、ここまでの検討から、「裁判法」の成立時期は14世紀後半～15世紀半ばと考えてよからう。「ヤロスラフの教会規定」簡素版が登場した14世紀半ばが上限で、それ以降、多くの特徴的な用語が他の史料でも登場する1450年までの時期が「裁判法」成立時期に相応しい。

成立地としての北方地域

さて、徐々に成立状況の問題に進もう。上述の検討から、ドヴィナやノヴゴロドを含む北方地域と「裁判法」との結びつきが浮かび上がってきた。この結びつきについては、チェレプニン及びチホミーロフが更に具体的に論じている。

チェレプニンは、「裁判法」を含む文集『花園』にノヴゴロド主教ニフォント（在位1130-56年）とキリクとの対話篇「キリクの質問状」が含まれること、また42葉以下に配される「ウラジーミルの教会規定⁴⁸」の断片の後、「ノヴゴロドの、府主教の裁判についてО ноугородцких судех митрополичьих」という表題の下、府主教裁判に服す人々のリストが置かれていることを根拠とし、ここから文集のノヴゴロド起源、そして「裁判法」とノヴゴロドとの繋がりを論じた⁴⁹。

チホミーロフの場合、この文集において、キリスト教の導入やペルミ文字についての話が存在すること、またドヴィナも含まれるロシアの北方で、条文にあるが如く主教裁判が行われていたのはノヴゴロドとペルミだけであることを考慮し、その結果、この法が14世紀後半に新たにキリスト教化されたペルミ地方に導入された「裁判法典」であると考えた。この法典の土台は同じく北方のウスチューク地方の慣習法であり、これを基に、初代ペルミ主教ステファン（在位1383-96年）が「裁

48 本教会規定については、拙稿「中世ロシアのウラジーミル聖公の教会規定—写本系統樹の検討及び試訳」『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編』51、2012年、83-103頁を参照のこと。

49 Черепнин, Русские, С. 29.

判法」を使用したという⁵⁰。

しかし、チホミーロフ説はあまりに論拠に乏しいと言わざるを得ない。チホミーロフ自身が数えるだけでも67文章⁵¹からなる『花園』のうち、1文書（写本47-50葉部分）に記載されるペルミ文字の話の存在を以て、それと同じ文集に含まれる「裁判法」のペルミ起源を唱えても説得力はない。またペルミ文字の話は、様々な文字の紹介の中で登場するものであり、特段ペルミ文字の特異性などが紹介されているわけでもないので、尚のこと、この話に依拠して「裁判法」の成立地をペルミとするのは困難である。

むしろ、筆者の興味を惹くのはチェレプニンの説である。彼は、「裁判法」がノヴゴロド起源の文書と共に伝わること、また「裁判法」の表題が府主教とノヴゴロドとの繋がりを示すことから、「裁判法」を14世紀80-90年代に府主教キプリアンの下で作成されたものと考えた⁵²。1383年にノヴゴロドがリトアニアのパトリキー公を公として受け入れて以降、モスクワとノヴゴロドの関係は悪化しており、モスクワ大公ドミトリー・ドンスコイは1386年に都市ノヴゴロドを軍事的に包囲し屈服させた。この衝突はモスクワ府主教座とノヴゴロド大主教座という、教会間の対立とも関わっていた。モスクワ軍に屈服した後、ノヴゴロド教会もまた府主教の裁判権の容認を強いられ、実際に1395年に府主教が裁判のためにノヴゴロドを訪れた⁵³。まさにこの、ノヴゴロドにおける府主教裁判の実施のために本裁判法が作成された。チェレプニンはこう考えたのである。ただ、ノヴゴロドの国制に特徴的な「市長посадник」が「裁判法」に登場しないこと、逆にこの時期のノヴゴロドとは無縁の「代官」や「郷司」が登場することなど、本法を直ちにノヴゴロド起源と考えにくい点もあることはここで指摘しておく。

しかし、その一方で、ノヴゴロドとの関係を示唆する論拠もある。チホミーロフが指摘したことであるが、「裁判法」に登場する「千人長」は、ルーシでよく見られる単語тысяцкийではなく、тысячникである。この後者の語はルースカヤ・プラウダのミヤスニコフ版（ノヴゴロド方言が使われているなど、ノヴゴロド起源を示す要素を多く含む⁵⁴）に登場する⁵⁵。同じくチホミーロフによると、特にこのミヤスニコフ版は南スラヴ語方言を多く含んでおり、これを持ち込んだ者としてはブルガリア出身の、上述の府主教キプリアンが有力視されている⁵⁶。つまり、「裁判法」の用語には、府主教キプリアンが持ち込んだと考えられる用語が含まれているのである。

ただ、だからと言って、チェレプニンが論じたようにキプリアン或いはその側近が「裁判法」を作成したと断定するのは早計である。ミヤスニコフ版のプラウダはキプリアンによりノヴゴロドに持ち込まれたにせよ、その後も特徴を保持しながら書き継がれていった。本稿で主張できるのは、「裁判法」が同様の伝統を引き継いでいる、という程度であろう。具体的な状況として想定されるのは、南スラヴ出身のキプリアンに仕えた筆記者がノヴゴロド、或いはドヴィナなどの都市ノヴゴロド以外の地域に派遣され、府主教がモスクワに帰還した後にも現地に残り、その彼が現地の裁判制度への対応などの理由で「裁判法」を作成・編集したというパターンだろう。

50 Тихомиров, Правосудье, С. 43-44.

51 16世紀初頭に筆写された部分(9-143葉)のみでの計算。写本は16世紀初頭の透かしの入った部分の前後に、17世紀の透かしの入った部分が付け加えられている。

52 Черепнин, Русские, С. 29.

53 Новгородская первая летопись. М.-Л., 1950, С. 387.

54 Тихомиров, Исследование, С. 128-138. 130-138

55 Тихомиров, Исследование, С. 128-138. 137

56 Тихомиров, Исследование, С. 136-137

成立状況の検討－「府主教の裁判」との関係

材料が少ない中で以上の仮説の是非を論じるためには、「裁判法」の表題の問題を考察し、この法と府主教裁判とが無関係であることを論じる必要がある。

筆者は上の仮説を述べた際、チェレプニンとは異なり、府主教キプリアンがノヴゴロドで行った府主教裁判と「裁判法」とを結び付けはしなかった。その理由は、まず、「本裁判法」の表題であると伝統的にみなされてきた「府主教裁判法」の表題が、チホミーロフが既に述べたように、本裁判法のそれとは考えにくいことに求められる。チホミーロフは、表題が法文テキストの前にはなく、テキストが始まる最初の葉（141葉）の下部欄外に書かれていること、またこの欄外の表題には「назади кни...」（裏には、後には、或いはкни...の後には、の意。無理に訳せば、「ここに府主教裁判法がある。кни...の後には」となろうか）と文が続き、そして余白の下部が朽ちているせいで、テキストが半ば余白外に飛び出した形で途絶えていることに基づき、この実際には中途半端な「府主教裁判法」という表題は「裁判法」の表題ではなく、後ろに続く別の著述の表題であると考へた⁵⁷。

この意見を批判したのがイパトフで、裁判法の正式名称は、裁判法の編者には正確に伝わっており、後から正しく余白に書き込まれたことは疑いないとする⁵⁸。しかし、編者が正式な表題を知っていたとする前提は推測に過ぎない。本稿の筆者としては、その正式な表題を知る者が表題としては理解しがたい文を挿入の印⁵⁹をつけずに欄外に書き入れ、しかもこれが途切れている状況こそ理解しがたい。

「裁判法」に「教会規定」からテキストが入った際、基本は古い拡大版を利用しながらも、必要に応じて、編者が、14世紀半ば以降の現実状況を反映した簡素版を利用して修正を行っていることをここで想起されたい。特に重要なのは、「教会規定」拡大版では、罰金の支払う先が府主教とされていたのが、新版である簡素版では個々の主教に支払うべし、と例外なく変更されていること、そしてこの変更が「裁判法」にも完全に持ち込まれている点である。

こうなると、「裁判法」はもはや、「府主教の裁判」とは無縁であると考えざるを得ない。ノヴゴロド主教裁判を停止、保留して府主教が裁判を行うために「裁判法」が作成されたとしたチェレプニン説を採るならば、罰金支払先を取って府主教から主教に変更したことが理解できない。本文では府主教は登場せず、教会裁判を行っているのは例外なく主教であるからである。その意味でも、法の表題は法文とは関係がないとするチホミーロフに賛同できる。

上述のように、「裁判法」がノヴゴロドを中心とした北方地域で、1395年の府主教キプリアンの到着以降に、彼の南スラヴ的な用語法の伝統を引き継いだ者により作成された。この点でチェレプニンは正しい。しかし、他方で「裁判法」は上述のように、「府主教の裁判」を扱う文書とは考えにくい。この点でチェレプニンの意見は受け入れがたい。府主教ではなく、あくまで主教の裁判を意識した改訂を「裁判法」は含んでいるのである。

私文書としての「裁判法」

では、ここで作成された「裁判法」は何であったのか、という最後の問題に移る。

19世紀の研究以来、「裁判法」の非公式的性格が論じられており、この点に対する反論は1)「裁

57 Тихомиров, Правосудье, С. 42.

58 Ипатов, Правосудие, С. 196.

59 筆者ミスをした際に、欄外にテキストを書き込み、その冒頭と挿入場所と同じ記号を振る訂正の様式。

判法」をペルミの新主教区創設に際しての公式の「裁判法典」だったと考えたチホミーロフ、2)「府主教裁判」のために文書とするチェレプニンによるものである。

チホミーロフのペルミ説は、初代主教ステファンの聖者伝の中で、対異教徒政策を行う主教が「教会領主のような、世俗の活動家」の如く描かれており、つまりペルミでは主教が聖俗裁判権を握っていたのである、とする前提に基づく⁶⁰。しかし、「裁判法」第1条に記されるような、人の「首を落とす」ような裁きを聖職者が行っていたとは考えにくい。更に第2条以下にも書かれているように、「裁判法」では代官などの世俗の行政官の存在が前提とされており、仮にペルミで主教ステファンが聖俗の両裁判権を握っていたにせよ、その状況と「裁判法」が前提とする状況とは相容れない。他方でチェレプニン説は、前節で述べたように受け入れがたい。上述のように、内容から判断して、「裁判法」が定めるのは、府主教の裁判ではなく、主教の裁判なのである。

そこで筆者としては、これを非公式文書と考えざるをえない。その理由を更に述べておこう。第一に、通常の中世ロシアの、特に公式文書には、その効力を発揮させるための権威づけが作者・編者にとって重要であり、それ故に権威のある「立法者」の名や成立の状況が記される。それらが「裁判法」には欠落している。表題がないという状況も、非公式＝私文書説を裏打ちする。第二には、チホミーロフが指摘するように、あまりに文法的に問題があるからである。他人による使用に耐えないとまでは言えないが、意味が不明瞭な箇所が少なからず存在する。公式文書としては通用しなかったろう。そして第三に、ルースカヤ・プラウダ及び「教会規定」からの借用部分に、他では見られない独自の手が加えられている⁶¹。もちろんそのこと自体は文書の公私性を直接判断する材料にはならないが、その加工されたテキストが、その一部でさえ他の写本で伝わらないことは、結局のところ、「裁判法」が編者の私的利用の対象で留まったことを意味すると言えよう。このように、14世紀から15世紀に生きた、恐らくは聖職者であろう編者は、自らの関心に従って法文を集め、時にこれを加工して「裁判法」を作り上げた。その意味では、ユシコフが述べるように、「裁判法」は私的な覚書、メモなのである。

しかし、覚書、メモと言っても、この編者は集めて加工した法文を雑多に並べていたわけではなく、多少だが、その並びを考慮した痕跡がある。大まかに「裁判法」の条文を並べてみよう。俗人の名誉毀損(1-3条)、妻の行為を原因とする離婚(4)、家畜の窃盗と道中での紛失物の扱い(5-6)、性的婦女暴行(7)、病気を原因とする離婚(8)、髪や髭を切ること(9)、裁判官の心得(10)、目への傷害罪(11)、殺人や窃盗について(12-17)、裁判手続き(18)、窃盗などの裁判について(19-20)、修道士の証言(21)、犬猫の殺害(22)、恐喝(23)、窃盗を逃した役人(24)、証人の資格(25-26)、従属民に関する裁判(27-29)、様々な形の姦淫(30-33)、妻による夫の暴行(34)、修道士と修道院の裁判権について(35-36)。条文の並びに全く秩序がないように感じられるが、元々の「教会規定」の並びを考慮するならば、単に書き付けたのではなく、離婚に関わる条文を前方に配置したように、若干の配慮があったと言える。

最後にもう一点、「裁判法」第10条に注目したい。他の条文は、裁きの手続きをその内容としているが、第10条のみ、読み手への呼びかけ(「汝、裁判官は、心ではなく言葉を裁きなさい。つまり、人の口から出るもの〔を裁く。〕」)である。「汝」という呼びかけは、管見では、この時期の裁判規

60 Тихомиров, Правосудье, С. 43-44.

61 「裁判法」第5条は、前半がプラウダ拡大版第36、37条、間に出自不明の、ネコの窃盗に関する条文、そして後半は第28条を土台とする。特にネコの窃盗は、プラウダを含め他の文献に出てこない特異な条文である。「教会規定」の改訂については上述の通り。Правда Русская, I, С. 420.

定にはない。一般論として、「裁判法」第18条のような形式(「裁判官は…する」)が通常である。更に、この条文は前後の条文と全く関係がなく、突如現れている。

以上のことに鑑みて、作者は自らの個人的使用を目的として法文を集め、編集したのであり、その意味で「裁判法」は公式文書では全くないと判断せざるを得ない。編集の方針については、主教裁判に対応可能な形に加工されていることは明瞭であるが、条文の配置、順番などについては、若干の配慮が見受けられるだけである⁶²。

結びに代えて

上記の検討から、「裁判法」のイメージをある程度までは絞ることが出来た。まず、状況としては法文の用語、内容的に北方地域と関係がある。またノヴゴロドで筆写されたミャスニコフ版プラウダと用語的に関係がある。成立時代は14世紀後半から15世紀半ばといえるが、特に1395年以降の可能性は高いだろう。

しかし他方で、表面的・直接的にノヴゴロドを示唆する用語や内容を含まない。大公や分領公への言及はまさに「モスクワの立場から」書かれた文書であることを物語る。そうすると、「裁判法」はモスクワ側の文書でありながら、北方地域に広がった文書と考えるべきであろう。用語法として、ややキプリアンの流れを汲むことは、「裁判法」のノヴゴロド起源を表すのではなく、モスクワ側の人物の手になるものであることを示唆するものと理解すべきだろう。

ところが、「裁判法」にはモスクワで作成された様子がない。編者は最新版のヤロスラフ規定でなく古い版を使い、それを最新版で修正している。

以上の状況を重ね合わせると、「裁判法」は、北方地域において、ある程度現地の法慣習や用語などを知るモスクワ側の人物により作成したものと考えられる。ただ、その場所はノヴゴロドではなかろう。あまりに現地の制度と異なる用語が使われているからである。

また代官や郷司といったモスクワの行政・支配の用語の使用を考慮すると、北方地域でありながら、モスクワの支配を受けた地域と「裁判法」との結びつきを想起せざるを得ない。その意味で、ドヴィナ地方は第一の候補と言える。1397-98年のモスクワの一時的支配の時期は、上述のように、府主教座がその裁判権を北方の大部分を管区下においたノヴゴロド大主教座にまで拡張しようと試みた時期であった。「裁判法」がまさにそのために作成されたとはいいがたいのだが、時代状況とは合致する。ペルミと結び付ける材料はない。

こうした状況で、第10条から判断すると裁判官であった作者は、他に従うべき基本法があったにせよ、自らの利用のために「裁判法」を作成した。その際、現地の主教裁判に対処できるよう、府主教という言葉完全に除去した。

そうした観点からも、「裁判法」は、厳格な中央の法ではなく、モスクワ出身の教会裁判官が携行する参照の書のような存在であり、正式な法典文書ではないと言えるだろう。具体的状況が見えに

62 この意見は、イバトフの結論とは異なる。彼は『花園』全体と「裁判法」との結びつきを、先行の研究よりも踏み込んで検討し、教訓・説話や裁判判決の参照先となる諸文書が『花園』に多く含まれていること、「裁判法」もその参照先の一つであること、そして『花園』がそうした参照先を纏めた私的な文書であることを明らかにした。この意見には筆者も首肯できる。しかし彼は勢い余ってか、文集『花園』ばかりではなく、「裁判法」が有す非公式性にもそのまま言及してしまった。文集が私的性格を帯びていることと「裁判法」のそれとは別である。「ウラジーミルの教会規定」のような、教会公認の伝統的文書も『花園』に含まれているのだから、尚のことである。

Ипатов, Правосудие, С. 203-204.

くいのだが、条文が具体性に欠ける以上、筆者が言えるのはここまでである。

こうした結論は、部分的ながら、「裁判法」を使ってロシア法史の流れを描いてきたこれまでの研究の見直しに結びつく。モスクワを中心としたロシア統合の流れの中で生じた教会法制度の集権化やそれに反発する分権化が本法に基づいて論じられてきた。また聖職者身分の形成や教会裁判の発展も論じられてきた。もちろん、「裁判法」を構成する個々の条項は、当時の法文を土台に作られており、当時の法や法制度の考察に利用できる。ただ、本稿の結論を踏まえるならば、それは条文毎に、地域性を考慮して行われなければならない。至る所、これまでよりも慎重な考察態度が求められると言える。少なくとも集権化や分権化といった判断は「裁判法」を使って出来るものではない。他方で聖職者裁判の具体的な側面については、借用元の法や借用後の「裁判法」の条文を使って明らかに出来よう。但しそれも、北方地域における状況であることは念頭に置かねばならない。

「裁判法」を含むこの時期の諸史料を使った中世ロシア法史、とりわけ教会裁判権の歴史の詳細な見直しは、次の機会に行われる。

いわゆる「府主教裁判法」試訳

* 条文区切りはユシコフに倣ったが、本来、条文テキストに区切りはない。

- 1 大公の名誉の毀損に対しては、〔毀損者の〕頭部を切断する。それ以下の公、或いは村の財産管理人、千人長、侍従、貴族、下僕、典院、司祭、輔祭の〔名誉を毀損した〕場合、〔被害者の〕財産と勤務に応じて名誉毀損料を定める。
- 2 公のチウンに対する名誉毀損料は1金グリヴナであり、代官への名誉毀損料も同じである。
- 3 誰かについて名誉毀損料として1金〔グリヴナ〕の判決が出す場合、その金〔グリヴナ〕からは裁判官は金を得ない。彼らは裁判手数料を分割する。
- 4 以下の罪により、夫をその妻から離別させる。
 - 1) 彼の妻が他の男といるのを見出した場合。彼女に対する裁判があり、彼らを離別させる。
 - 2) 妻が夫の毒殺を企んだ場合。
 - 3) 夫以外〔の男〕と寝た場合。
 - 4) 〔夫以外の〕男と宴会に行った場合。
 - 5) 〔夫以外の〕男と遊戯に行った場合。
 - 6) 夫から盗むよう〔誰かに〕命じた場合。
 - 7) 誰かが彼女の夫に企みを抱き、彼女はそれを知っていたが、それを話さなかった場合。それを理由として、裁判の後、彼らを離別させる。
- 5 鳩〔の盗み〕に対し9クナ、アヒル〔の盗み〕に対しては30クナ、鷺鳥〔の盗み〕に対しては30クナ、白鳥〔の盗み〕に対しては30クナ、鶴〔の盗み〕には30クナ、猫〔の盗み〕には3グリヴナ、犬〔の盗み〕には3グリヴナ、雌馬〔の盗み〕には60クナ、雄牛〔の盗み〕には3グリヴナ、雌牛〔の盗み〕には40クナ、3才の雌牛〔の盗み〕には30クナ、2才の雌牛〔の盗み〕には1/2グリヴナ、仔牛〔の盗み〕には5クナ、仔羊〔の盗み〕には1ノガタ、豚〔の盗み〕には1ノガタ、羊〔の盗み〕には5クナ、雄馬〔の盗み〕には1グリヴナ、仔馬〔の盗み〕には6ノガタ〔の罰金〕。
- 6 〔道中〕誰かが先行し、後の者が何かを発見した者は、先に行く者とそれを分けない。先に行く者が〔何かを見つけた場合〕、彼はそれを続く者と分ける。
- 7 誰かが娘に暴行し、或いは誘拐し、もしその娘が貴族の娘、或いは妻だった場合、辱めに対し、5金グリヴナ〔を払う〕。彼女が下級の貴族の娘なら、1金グリヴナ。善良な人々の娘なら30銀グリヴナ。有産者の娘なら3ループリ。主教は誘拐者から1グリヴナを〔取る〕。公が罰する。

- 8 妻が重病で、或いは盲目、長い病気で苦しむなら、その理由で彼女を離婚させる。夫についても同じ。
- 9 他人のあご髭、或いは髪を切った者は12グリヴナ〔を払い〕、公が罰する。
- 10 汝、裁判官は、心ではなく言葉を裁きなさい。つまり、人の口から出るもの〔を裁く〕。
- 11 目を〔傷つけた〕場合、半世紀のためにその人に40グリヴナ。
- 12 殺人犯については、都市法に従って刑を与えるよう命じる。すなわち殴打して〔奴隷として〕売る。〔彼が〕逃亡するなら、彼の家を掠奪する。
- 13 窃盗は、証拠（盗品）なしで捕らえず、処罰せず、吊さない。
- 14 居酒屋で人を殺害したら、名誉毀損料として1ノガタ。悪意ある他人の土地の占有に100グリヴナ。独断裁判には2グリヴナ。
- 15 証拠（盗品）の価値に相応する罰金を郷司に払う。原告にも同様である。
- 16 証人が中傷された場合、それが中傷であることを裁判官に話すなら、証人であり続ける。
- 17 窃盗犯は自分に〔勝訴判決〕文書を持ち、人々に〔裁判での〕防衛のために与えない。
- 18 裁判官は〔裁判で〕主教を代表する。〔主教に〕審理の裁判記録を送らない。
- 19 自分のホローブ、或いは窃盗犯を他人の世襲（相続）領地で証拠（盗品）付きで捕らえたなら、自分の裁判官のところに連れて行き、裁く。
- 20 三年前に生じたことに関して、それを裁判では裁かない。別の公或いは支配者の下で生じたものに関しても裁判で裁かない。
- 21 修道院の管轄において、修道士は典院の証人であるが、他の者の証人にはならない。
- 22 猫或いは犬を殺す者は、1グリヴナの罰金。〔殺された〕犬の代わりに犬を、猫には猫を用意する。
- 23 誰かを脅し、脅された者が脅した者について暴露するなら、彼には裁判がある。
- 24 窃盗犯がブリースタフから逃亡し、彼がまだ裁かれていなかったなら、ブリースタフにはそのことで罪はない。裁かれていたなら罪になる。逃亡した場合、ブリースタフには罰金があり、〔彼は原告に〕訴訟額を与える。
- 25 子供は父親の証人にはならない。しかし、父親に対する証人にはなる。
- 26 司祭、典院、輔祭は誰の証人にもならない。但し、宗教の案件で、自分たち兄弟、すなわち典院、司祭、輔祭の〔証人になる〕場合は別である。
- 27 裁判に傭人のチェーリヤジが立ったが、主人の下にいたくないと望むなら、彼に罪はない。しかし彼は〔主人に〕二倍の手付け金を払う。主人から逃げるなら、完全ホローブとして彼を主人に渡す。
- 28 主人が完全チェーリヤジを殺しても、彼に殺人に対する罰金はない。しかし、彼には神に由来する罰がある。
- 29 ザークブや雇用人〔を殺した〕なら、殺人に対する罰金がある。窃盗或いは告発されている者は訴訟当事者にはなれるが、証人にはなれない。
- 30 男が他の妻と結婚し、古い妻と別れないなら、夫に罪があり、若い妻を〔教会の〕館に引き取り、〔男は〕最初の妻と住む。
- 31 家畜と姦淫を犯す者には12グリヴナ。舅と嫁で姦淫するなら、100グリヴナ。兄弟と本人の妻が姦淫を犯すなら、30グリヴナ。自分の姉妹と姦淫するなら30グリヴナ。継母と姦淫するなら40グリヴナ。二人の兄弟が一人の娘と姦淫を犯すなら、100グリヴナ。娘は〔教会の〕館で引き取られ、法に従い教会刑に処せられる。
- 32 二人の妻を持つ者は40グリヴナの罰金。悪い者〔第二の妻〕は教会の館に入り、〔男は〕法に従って先の妻と住む。
- 33 彼が不徳にも彼女のもとに行くなら、彼は罰せられる。
- 34 妻が夫を殴ったら3グリヴナ。二人の妻が殴り合ったら、有罪と認められた方から1グリヴナ。
- 35 修道士、或いは修道女がその職を捨てたなら、主教はそのことで彼らの処罰法を決める。
- 36 修道院や修道院の民に生じたことには、公も支配者も介入しない。これを管轄するのは主教である。

